

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月

昭和54年5月に結婚する前は両親と同居しており、私の国民年金保険料は父親が納付してくれていたが、申立期間の保険料が未納の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人の国民年金加入期間の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付されている。

また、申立人は、結婚前の両親と同居していた当時は、申立人の父親が申立人の国民年金保険料と申立人の母親の同保険料を納付していたとしているところ、母親の納付記録を見ると、昭和46年10月に任意加入して以降、60歳に到達するまでの保険料は、申立期間を含め全て納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する年金手帳の記載等により、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う国民年金被保険者資格取得の手續、婚姻に伴う強制加入から任意加入への被保険者種別の変更の手續等が適期に行われていることが確認でき、申立期間の保険料の納付のみが行われていないことは不自然である。

加えて、申立期間に近接する時期の申立人の国民年金加入記録において、当初未納とされていた期間につき、領収書により納付済みに記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 5 月から 59 年 5 月まで A 社に継続して勤務していた。同社では経理事務を担当していたので、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを記憶している。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 52 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同年 7 月 7 日に健康保険証を返納した後、同年 12 月 1 日に同資格を再取得していることが確認でき、これら資格得喪記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和 52 年 7 月 30 日から 53 年 2 月 23 日まで夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。